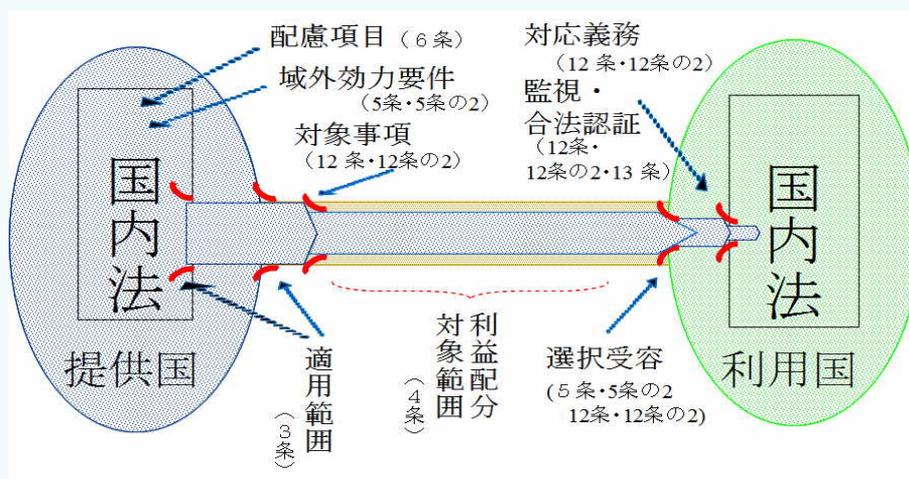


名古屋議定書

磯崎博司
上智大学地球環境学研究所教授

名古屋議定書の枠組み



適用範囲

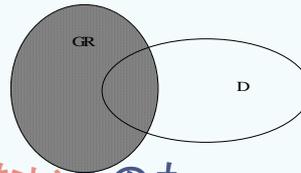
- CBDの適用範囲内の遺伝資源
伝統的知識
- 除外・遡及効
一般原則による

派生物

- 南北問題
資源主権(主権的権利)、恒久主権
空間・時間を越えて、派生物を通じて、
利益を生じさせる利用行為や利用者に
- 2つの側面、法的問題も
 - ① 利益配分の対象範囲 BS 4条
 - ② 取得規制の対象範囲 A 5条ほか

派生物の法的問題

- CBD 2条 遺伝資源とは、
遺伝的機能単位を有する素材
- CBD ① 15条7項、② 15条1項は、
遺伝資源を対象
- 派生物の定義 2条(e)
生化学化合物
遺伝的機能単位を有しないものも
- それは、①、②の対象ではない



「利用」の定義と派生物削除

- ① は、派生物が目的の場合もあることから
「遺伝資源」「の利用から生じる利益」
「遺伝資源の利用」から生じる利益」
「個別MATに基づく」で妥協
- ②は、CBD枠組みを越える、
そのような国内法が越境効力を持つ
5条、12条、13条から、「派生物」削除

取得規制法の要件

- 第5条、第5条の2
- 実質的な要件ではない **国内法ルール**
一般的な行政手続要件の一部にすぎない
- 越境効力の**前提要件**

- 先住民社会の権限の強化・拡充
- 伝統的知識に関するABSの強化・拡充

域外効力の対象事項

- 自国管轄内で利用される**遺伝資源**が
他国の法律・規制的要件が定める
PICに従って取得されてきていること
MATが成立していたこと 12条1項

- PICに従って取得**されてきている** とは？
- PIC と MATは、先進国においては、
当たり前、最も基本レベル

対応義務

- 12条1項、12条の2、1項
- 適切、効果的かつ均衡する
法的、行政的または政策的措置
- 主権国家として、
外国法の受入れの際の個別的選択権
- 不作為も認められるか

違反对応措置

- 12条2項・3項、12条の2、2項・3項
- 2項の措置は自国措置の違反
- 適切、効果的かつ均衡する措置
- 制裁的措置であるため、1項以上に
限定と選択権
- 3項は従来型の国際協力規定

監視・認証

- 品質認証ではなく、
遵守確保認証、合法認証、契約履行認証
- 12条2項・3項は、
確認された違法に基づく**個別的対応**
- 13条は、**一般的な合法確認**
- 強制認証ではなく、任意、選択的
- チェックポイントも任意、例示も削除

チェックポイントと 国際認証

- 13条1項(a) チェックポイントの**条件**
- PIC・MAT・**利用**情報の提示 (ii)
- 提示違反の場合の措置 (ii)
- 各**利用**段階について (iv)
- 13条1項(b) **MAT**に通報・報告義務
- 13条2項 **国際認証**の活用(**PIC・MAT**)

その他の規定

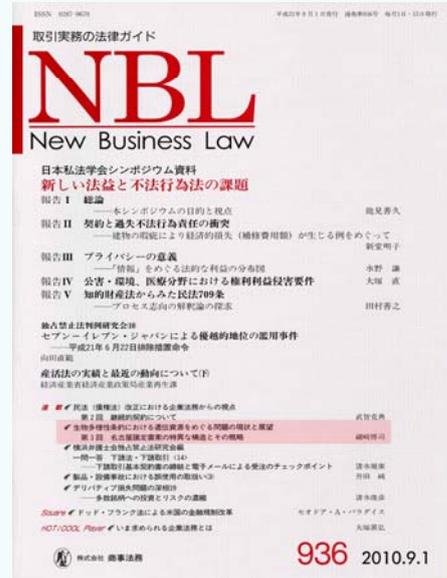
- TK、先住民社会
慣習法、共同体の規範・手続き
考慮義務(9条1項)
国内法・確立された権利
(4条1項の2、5条1項の2) 後退
- 国際資金メカニズム、7条の2
- 情報交換メカニズム、11条
- 18条、18条の2、
能力構築、基盤整備、技術移転

名古屋議定書

- 画期的:
不特定の国の国内法・要件に域外効力
多くの限定、その緩和・拡充?
- 対応国内法の課題
- 個別違法確認 一般合法確認
- ABSに関わる私契約や企業活動
国家による介入、法律による制約
目的外使用または目的変更



上智大学 磯崎博司



15